１　山形県住宅用火災警報器設置促進キャンペーン　令和８年度行事予定

実施機関名	内　　容
山形市消防本部 TEL： 023-634-1195	・実施日時　令和８年 11 月９日（月）～15 日（日）まで 〇一般住宅の防火訪問 　各地区の消防団員及び女性防火クラブ員が一般住宅を訪問し、広報資料の配布及び火災予防の推進、住宅用火災警報器設置促進を図る。 〇ひとり暮らしの高齢者世帯等の防火診断 　予防課の防火指導員が単身高齢者宅へ防火訪問し火災予防の啓発及び住宅用火災警報器設置促進を図る。 〇商業施設での広報活動 　予防課員が協力店舗の店先で、広報資料の配布及び火災予防の推進、住宅用火災警報器の設置促進を図る。
上山市消防本部 TEL： 023-672-1190	・実施日時　令和８年 11 月 14 日（日）10 時～12 時（予定） 　女性防火連絡協議会会員と協力し、防火広報のチラシ、ポケットティッシュ等の配布、住宅用火災警報器の設置・維持広報の街頭指導及びアンケート調査を行う。
天童市消防本部 TEL:023-654-1191	・実施日時　令和８年 11 月 10 日（火）９時から 　天童市女性防災クラブ、天童市女性消防隊による７５歳以上の方が居住する世帯への防火訪問。訪問世帯については、約２００世帯。 　天童市女性防災クラブ、天童市女性消防隊及び消防職員の編成により、火災予防啓発物品の配布、住宅用火災警報器の設置等について広報する。

<table>
<tr><td>実施機関名</td><td>内　　容</td></tr>
<tr><td>西村山広域行政
事務組合消防本部
TEL：
0237-86-2571</td><td>
・　街頭指導、訓練指導等

① 日時、場所
<table>
<tr><th>実 施 日</th><th>市 町 別</th><th>会　　場</th><th>時　　間</th></tr>
<tr><td>11 月 7 日(土)
11 月 12 日（木）</td><td>寒 河 江 市</td><td>おーばん寒河江西店
おーばん寒河江店</td><td>14:30～15:30
14:00～15:00</td></tr>
<tr><td>11 月 15 日(日)</td><td>河　北　町</td><td>ヨークベニマル河北店
ヤマザワ谷地店</td><td>15:00～16:00
15:00～16:00</td></tr>
<tr><td>11 月 9 日（月）
11 月 15 日（日）</td><td>大　江　町</td><td>JR 左沢駅
大江町民体育館
（町民卓球大会）</td><td>16:00～17:00
11:30～13:00</td></tr>
<tr><td>11 月 8 日（日）
11 月 15 日（日）</td><td>朝　日　町</td><td>道の駅あさひ
朝日町役場</td><td>11:00～12:00
13:00～14:00</td></tr>
<tr><td>11 月 9 日（月）
11 月 14 日（土）</td><td>西　川　町</td><td>道の駅にしかわ
道の駅にしかわ</td><td>10:00～11:30
10:00～11:30</td></tr>
</table>
② 内容

ティッシュ、チラシ等の配布、広報用ポスター、のぼり旗を設置し、住宅用火災警報器の設置維持管理をＰＲする。

・　車両に住宅用火災警報器広報用マグネットシール貼り付け巡回広報

① 日時、場所

・11 月 10 日（火）午前　寒河江市・大江町　午後　寒河江市・河北町

・11 月 11 日（水）午前　寒河江市・西川町　午後　寒河江市・朝日町
</td></tr>
<tr><td>村山市消防本部
TEL:0237-55-2514</td><td>
・実施日時　11 月 7 日（月）

・実施場所　ドメーヌ・ウロコヤ（村山市）うろこや東根店（東根市）

「あまい気持ちが火を呼ぶ!?おかしの時間を火事でなくさないで！おやつの時間は、かしこく火の用心‼」と題して、村山産業高等学校、株式会社うろこや総本店、北村山地域３市消防本部がコラボレーションし火災発生の軽減や被害軽減を目的とした商品を企画。その商品を販売しながら広報活動を行う。
</td></tr>
</table>

実施機関名	内　　容
東根市消防本部 TEL:0237-42-0134	・市報及び市ホームページに住宅用火災警報器設置促進についての広報文掲載 ・村山市消防本部主催、㈱うろこや総本店と村山産業高校のコラボレーション商品（火災予防をテーマにしたお菓子）への協賛。火災予防運動期間中に東根市内のうろこや店舗でコラボレーション商品の販売時に住宅用火災警報器の普及及び啓発活動を実施。 ・防災訓練時に住宅用火災警報器設置促進リーフレットの配布。 ・市役所エントランスホールに設置の INFORMATION パネルで住宅用火災警報器の普及及び啓発動画の上映。
尾花沢市消防本部 TEL:0237-22-1131	・実施日時　令和８年 11 月 10 日（火）10：30～11：30 ・実施場所　株式会社　おーばん南尾花沢店　店舗前 店舗出入り口に、広報用パネルを設置し、チラシやティッシュを配布。 住宅用火災警報器の設置促進及び維持管理について周知する。
最上広域市町村圏事務組合消防本部 TEL： 0233-22-7521	・実施日時　令和８年 11 月９日（月）～11 月 15 日（日） １．実施目的 秋季火災予防運動の実施に伴い、住宅用火災警報器設置促進のため、多くの住民に警報器の重要性、有効性を周知し、管内の設置率１００％を目的とする。 ２．実施内容 住宅用火災警報器の設置促進広報音声を流し、随時管内を消防車両で巡回する

実施機関名	内　　容
置賜広域行政事務組合消防本部 TEL:0238-23-3107	・実　施　内　容 1　共通行事【問合せ先：予防課予防指導係（23-3107)】 （１）飲料用自動販売機パネルへの住宅用火災警報器普及等の掲示 ① 令和８年 11 月９日（月）～11 月 15 日（日） ② 管内の協力事業所自動販売機 2　米沢消防署【問合せ先：予防係（23-3108）、米沢消防署北部出張所（36-0032)】 （１）物品販売店舗前での街頭広報 ※店舗前で、婦人防火指導員による街頭広報の実施。 （防火チラシ及びティッシュの配布を行う。また住宅用火災警報器の、種類、設置場所及び必要性等を説明し、設置推進を図る。） ①令和８年 11 月 15 日（日） ②市内物品販売店 （２）住宅用火災警報器の設置及び重要性の周知 ※米沢市役所１階市民ホールへ住宅用火災警報器のモデルパネル及び防火チラシを設置し、種類や設置場所、必要性等について設置推進を図る。 ①令和８年 11 月９日（月）から 11 月 13 日（金） ②米沢市役所市民ホール（1 階） （３）ケーブルテレビ放送での広告掲載 ※株式会社ニューメディアへ依頼し、「ケーブルテレビ放送（11ｃｈ）」により市民へ火災予防及び住宅用火災報知器の普及及び交換の重要性を広報する。 ①令和８年 11 月９日（月）から 11 月 15 日（日） ②管内ケーブルテレビ放送 3　南陽消防署【問合せ先：予防係（43-3500)】 （１）デジタルサイネージによる広報 ※協力事業所（４事業所）が設置しているデジタルサイネージに住宅用火災警報器 PR 画像及び広報文を掲載し、促進・啓発を図る。 ①令和８年 11 月１日（日）から 11 月 30 日（月） ②南陽市内協力事業所（4 事業所） （２）住宅用火災警報器未設置世帯への設置促進広報 ※南陽市危険物安全協会の協賛のもと、令和 8 年度住宅用火災警報器設置率調査で未設置であった世帯へ広報はがきを送付する。 ①令和８年 11 月１日（日）から 11 月 30 日（月） ②該当世帯

	4　高畠消防署【問合せ先：予防係（52-1505)】 （１）町内物品販売店（ホームセンター）へ設置促進物品の設置 ※各店舗内で販売されている住宅用火災警報器の商品棚に、住宅用火災警報器の設置及び点検を呼びかけるポップやポケットティッシュ等を設置する。 ①令和８年 11 月９日（月）から 11 月 15 日（日） ②町内物販店舗（2 事業所） （２）町内２施設のトイレに設置及び点検に関するポスターの掲示 ※各施設のトイレ内に住宅用火災警報器の設置及び点検を呼びかけるポスターを設置する。 ①令和８年 11 月９日（月）から 11 月 15 日（日） ②町内施設（2 事業所） 5　川西消防署【問合せ先：予防係（42-3700)】 （１）物品販売店舗前での街頭広報 ※川西町消防団及び置賜広域行政事務組合川西消防署の共催で「住宅用火災警報器展示パネル」、「住宅用火災警報器飛び出す絵本」、「防炎物品パネル」及び「防炎物品見本」を展示し、防火チラシ等を配布する。 ①令和８年 11 月８日（日） ②ひらせいホームセンター川西町店 （２）物品販売店舗内トイレに広報文の掲示 ※物品販売店舗内トイレに消防署で作成した住宅用火災警報器設置促進ポスターを設置する。 ①令和８年 11 月１日（日）から 11 月 30 日（月） ②町内物品販売店舗（６店舗）

実施機関名	内　　容
西置賜行政組合 消防本部 TEL:0238-88-1797	実施日時　令和８年 11 月９日（月）から 11 月 15 日（日） ・広報の実施（車両に住宅用火災警報器設置促進のマグネットを掲示し防火巡回）【長井・白鷹・小国】 ・査察や避難訓練等の出向に合わせ、住宅用火災警報器の設置促進と 10 年経過した住警器のバッテリー交換又は本体交換の推奨。【小国】 ・役場防災ラジオで住宅用火災警報器設置促進に関する広報を実施【小国】 ・町の広報紙に住宅用火災警報器設置促進に関する記事の掲載依頼【小国】 ・住宅用火災警報器設置促進ののぼり旗を設置【長井・飯豊】 ・住宅用火災警報器広報チラシの配布【飯豊】

実施機関名	内　　容
鶴岡市消防本部 TEL:0235-22-8332	・　実施方法 　管内商業施設等の出入口付近において、住宅用火災警報器の適正な設置を図ることを呼び掛けるとともに、適切な維持管理や本体交換の推奨について、広く住民へ周知する。 ・　参加範囲 （１）各課・各分署の当番員 （２）鶴岡地区女性防火クラブ連絡協議会 鶴岡市消防団女性消防隊 ・　活動内容（おおむね１時間以内の周知活動） （１）住宅用火災警報器のぼり旗を掲示する。 （２）啓発物品（チラシ、ティッシュ等）を配布し、設置及び点検の実施について呼びかける。 ・　実施日時、場所等 11 月 9 日（月）から 11 月 15 日（日）　10:00～16:00 のうち、おおむね１時間 管内９会場（商業施設等）調整中
酒田地区広域行政組合消防本部 TEL:0234-31-7146	・大型商業店舗内での住宅用火災警報器設置維持管理広報チラシの配布 11 月 10 日（火）　10 時 30 分から正午まで イオン東北株式会社　イオン酒田南店 ・消防本部員が店舗内の一角に広報ブースを設置し、住宅用火災警報器を含む防災用品の設置維持管理のチラシ等を配布する。 ・地元ＦＭ局による住宅用火災警報器設置維持管理広報 放送日　11 月９日から 15 日の間、複数回放送 酒田産業会館内（酒田市中町二丁目５番１０号） ・ハーバーラジオによる住宅用火災警報器設置維持管理広報及び住宅防火に関する広報を実施する。 ・官公庁施設のデジタルサイネージを活用した住宅用火災警報器設置維持管理広報 11 月１日から令和８年 10 月 31 日まで 酒田市役所、庄内町役場及び遊佐町役場 ・官公庁施設のデジタルサイネージで住宅用火災警報器の広報動画又は画像を掲載する。広報資料に関しては通年で掲載する。